

○新規訓練認定校とは

→ 義務船舶局等の無線設備を操作するためには無線従事者免許のほかに船舶局無線従事者証明が必要です（電波法第39条第1項）。船舶局無線従事者証明を取得するためには、一定の無線従事者資格と総務大臣が行う義務船舶局等の無線設備に関する訓練（新規訓練）又はこれと同等の訓練を終了することが必要です（電波法第48条の2第2項）。

以下の新規訓練認定校における訓練は、総務大臣が行う新規訓練と同等であることについて、総務大臣（総合通信局長）の認定を受けています（無線従事者規則第63条）。

担当地方局名	新規訓練認定校の名称等（学校名、部科名）	修業年限
北海道総合通信局	北海道小樽水産高等学校（情報通信科）	3年間
北海道総合通信局	北海道小樽水産高等学校（専攻科情報通信科）	2年間
東北総合通信局	福島県立小名浜海星高等学校（情報通信科）	3年間
東北総合通信局	福島県立小名浜海星高等学校（専攻科無線通信科）	2年間
東北総合通信局	宮城県気仙沼向洋高等学校（情報海洋科 情報電子類型）	3年間
関東総合通信局	独立行政法人 海技教育機構 練習船 日本丸・大成丸・海王丸・銀河丸・青雲丸	3ヶ月又は6ヶ月
関東総合通信局	神奈川県立海洋科学高等学校（無線技術科）	3年間
東海総合通信局	愛知県立三谷水産高等学校（情報通信科）	3年間
東海総合通信局	愛知県立三谷水産高等学校（専攻科海洋技術科情報通信コース）	2年間
近畿総合通信局	海上保安学校本科情報システム課程	2年間
近畿総合通信局	海上保安学校本科管制課程	2年間
中国総合通信局	海上保安大学校（本科第三群（情報通信））	4年間
九州総合通信局	鹿児島県立鹿児島水産高等学校（情報通信科）	3年間
沖縄総合通信事務所	沖縄県立沖縄水産高等学校（専攻科無線通信科）	2年間